

退職した後も傷病手当金を支給申請される方へ【資格喪失後の継続給付の場合】

■退職後も受けられる給付

会社を退職し、被保険者資格を喪失した後も、支給要件を満たしている場合は、資格喪失後の継続給付として傷病手当金を申請いただけます。

支給期間は、在職中に傷病手当金の支給が開始された日から通算1年6か月の範囲内です。

なお、その期間中に就労可能な状態となった場合や、当組合が不支給決定を行った場合は、**その時点で受給権は消滅し、その後あらためて受給することはできません。**

申請内容については、傷病名や受診・投薬状況、過去の受給履歴等を確認し、必要に応じてご本人様や医療機関等へ照会を行ったうえで、**当組合が総合的に審査し、支給の可否を決定します。**

◎退職前から傷病により労務不能な状態が継続している方を対象としており、申請内容を審査します。

▶ [よくある質問はこちら](#) オリックスグループ健康保険組合 (<https://www.ogkenpo.or.jp>)

■支給要件（以下の要件をすべて満たすこと）

1	被保険者期間が1年以上あること ・ 被保険者の資格喪失をした日の前日（退職日）までに継続して1年以上の被保険者期間があること （任意継続被保険者、共済組合の組合員である被保険者又は国民健康保険に加入していた期間を除く）
2	資格喪失時に傷病手当金を受給していること（または受給資格があること） ・ 退職日に出勤したとき（労務可能であることが確認できたとき）は、継続給付を受ける要件を満たさないため、 資格喪失後（退職日の翌日）以降の傷病手当金は支給されません。
3	退職後も同一傷病のため労務不能な状態が続いていること（医師が労務不能と認めた場合） ・ 療養担当の意見等を基に、被保険者の在職していたときの仕事の内容を考慮して判断されます。 ・ 療養に専念し、労働力の早期回復を図ることが主な目的であるため、病気やケガの治療を行い、正しく療養に専念することが必要となります。
4	雇用保険の基本手当（失業給付）を受給しないこと ・ 雇用保険の基本手当（失業給付）は、離職後に働く意思と能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない場合に支給されるため、 傷病手当金との併給はできません。 ◎雇用保険受給期間延長通知書の写しをご提出ください

■傷病手当金の支給調整

1	障害厚生年金・障害手当金・老齢厚生年金を受けている場合 ・ 同一傷病での障害厚生年金等の受給額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支給されます。 ・ 老齢厚生年金等の受給額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支給されます。 ◎以下のうち、該当する書類の写しをご提出ください 「手当金支給決定通知書」「年金証書」「年金決定通知書」「年金額改定通知書」等の写し （年金の受給金額が改定された場合は、すみやかにオリックスグループ健康保険組合までご連絡ください）
---	---

■支給期間

在職中に支給を開始した日から通算1年6か月

1日でも「受給できない日」があれば、同一傷病で再び労務不能になったとしてもその後の傷病手当金は支給されません。

■申請書類の提出時期/注意事項

傷病手当金の申請書は申請期間の**翌月からの受付となります（当月中は申請できません）**

注意事項

- ① 申請期間を過ぎてから医師の証明を得た後に、オリックスグループ健康保険組合 給付担当宛てにご提出ください
 （病院を転院する場合は申請書を分けて作成し、それぞれの病院で医師の証明を受けてください）
- ② 生活保障を目的とする保険給付のため、「ひと月ごと（暦月単位）」に申請ください
- ③ 記入漏れや添付書類の不足等がないか、ご提出前にご確認ください ◎提出書類チェックリストでご確認ください
 （記入漏れや添付書類の不足等がある場合、傷病手当金の支給が遅れますのでご注意ください）

■傷病手当金の支給日

原則、20日（祝日・休日の場合は前営業日）に指定の口座へ銀行振込します。

- ・ 振込名義人は、オリックスグループ健康保険組合（オリックスグループケックワカミアイ）です。
- ・ 健康保険法に基づき審査を行うため、お支払いまでお時間をいただきます。

なお、支給決定は審査終了後となりますので、支給可否・支給額についての**電話・メールでの回答はいたしかねます。**

■支給決定通知書の交付（健保のWebサービス「マイページ」の新規利用登録のお願い）

支給が決定した場合は、健保「マイページ」にお知らせします

（審査の結果、全部または一部の不支給が決定された場合、不支給分につきましては書面にて通知します）

- ・ オリックスグループ健康保険組合 <info@ogkenpo.jp>から「マイページ」にご登録されたメールアドレス宛にメールで通知します。
- ・ 「マイページ」は、退職後、1年半（18か月）までログインできます。
- ・ 「マイページ」にログインし、支給金額等、支給決定通知書の内容をご確認ください。

▶ [ログイン・新規利用登録方法ははこちら](#)

▶ [個人メールアドレスを追加したい場合はこちら](#)